

53. アラブ首長国連邦

(アブ・ダビ、アジュマン、デュバイ、フジャイラ、
ラス・アル・カイマ、シャルジャ及びウナム・アル・
カイワイン)

Emirats arabes unis (United Arab Emirates)

(Abu Dhabi, Ajman, Dubai, Fujairah, Ras al
Khaimah, Sharjah 及び Umm al Qaiwain)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量……2キログラム
 - (2) 課税品包有書状……取り扱う(税関告知書 CN22 を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数……1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法……郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……アラビア語又は英語
2. 速達……取り扱わない。
3. 保険付書状……取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限……4,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2)~1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。

(あてるべき官署) ……Bureau de poste, Section des reclamations DUBAI、又は Bureau de poste, Section des reclamations ABU DHABI
5. 貴重品を包有した書留書状……取り扱う。
6. 名あて国における保管期間……30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること……取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法……郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
郵便私書箱にあてた郵便物で、郵便私書箱使用者名を記載していないものは、輸入を許され

ない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類……連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数……2枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語……英語又はアラビア語

4. 速達……取り扱わない。

5. 保険付小包……取り扱う。

保険金額の最高限……4,000 SDR

6. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。

(あてべき官署) ……Emirates Post-Deira Main Post Office, Operations Department,
P.O.Box 95595 Dubai, UAE

7. 小包の配達方法……窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知……取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合……1か月

例外の場合……—

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包……1か月

10. その他の特別な条件

小包の通関条件は、次のとおりである。

(1) 内容品の価格が 500 ディラームを超えない物品を包有する小包又は内容品の価格が 500 ディラームを超えるものであっても商品の性格を有せず、かつ、個人的な使用に供される物

品を包有する小包は、すべての通関手続が免除される。

- (2) 内容品の価格が 500 ディラームを超え、かつ、商品の性格を有する物品を包有する小包には、次の書類を添付しなければならない。
- － 在本邦アラブ首長国連邦大使館が証明した送り状の原本
 - － 原産地証明書
 - － 内容品の一覧表
 - － 省庁、政府機関及び外交使節に関する小包については免税証明書

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域……全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ……長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量……30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合……「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合……税関告知書 CN23、さらに見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice) 1通
(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>) では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)
 - (3) 受取人の詳細な連絡先(氏名、会社名、都市名、配達地域、通り名、建物名、携帯電話番号、電話番号、ファックス番号、私書箱番号※)を正確かつ完全に記載すること。
(※ 受取人の電話番号に誤りがある場合または受取人に電話での連絡が取れない場合は、私書箱に郵便物到着の通知がされる。)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数……1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……アラビア語又は英語
6. 配達日……月曜～木曜、日曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達……行う(ただし、課税されたものは、税関窓口で配達される場合がある)。
 - (2) 私書箱への配達……行う(受取人の電話番号に誤りがある場合または受取人に電話での

連絡が取れない場合は、私書箱に郵便物到着の通知がされる)。

(3) 窓口での交付……行う。

8. 国際スピード郵便の名称……Mumtaz Post

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2. 参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

- 銃砲…銃砲及び弾薬並びにその原料
- ライター…ボタンガス使用のライター及びボタンガスボンベ(ガスを充てんしていないライターは許される。)
- 放射性物質…放射性物質

2.1.2 条件付許容物品

- 酒精飲料…酒精飲料
- 医薬品…医薬品は、あらかじめ名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照

180. イエメン

Yemen (Yemen)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量……2キログラム
 - (2) 課税品包有書状……取り扱う(税関告知書 CN 22 を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数……2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法……郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……アラビア語又は英語
2. 速達……取り扱う。
3. 保険付書状……取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限……452 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2)~1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変便……取り扱う。

(あてるべき官署)……Office Exchange of Sana'a
5. 貴重品を包有した書留書状……取り扱う。
6. 名あて国における保管期間……1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること……取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法……郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 航空小包
大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
重量……30 キログラム
 - (2) 船便小包
大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
重量……30 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数……3枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語……アラビア語又は英語

4. 速達……取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か……到着通知書
5. 保険付小包……取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。
(あてるべき官署)……Bureau d'échange de Sana'a, Service des colis postaux, B. P. 1993, SANA'A, YEMEN
7. 小包の配達方法……配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知……取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合……2週間
例外の場合……1か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包……1か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 内容品の価格が 1,500 米ドル以上のものを送る場合には、インボイスの原本を添付すること。
 - (2) 商用物品の場合は、原産地証明書を添付すること。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2. 小包郵便物参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

- わいせつな物品等…わいせつな又は不道德な物品、回教の教義に反する又は政体を攻撃する物品、暴動又は陰謀をそそのかす物品、名あて国の名誉を傷つける物品
- 貨幣等…硬貨、銀行券、紙幣及び各種の持参人私有価証券
- 放射性物質…放射性物質
- 武器…武器
- 酒精飲料…酒精飲料
- 豚肉…豚肉、豚脂
- くず肉…動物を加工する際に生じる残滓やくずで、名あて国で理解できる言語の表示がさ

れていないもの

- 食卓塩…食卓塩
- 危険な物品…爆薬、火工品、可燃性製品、有毒物質、腐食性の物品。硫酸を含んだもの。
- 通信機器…軍事用通信、個人間通信を妨害する装置、盗聴装置。

2.1.2 条件付許容物品

- 麻薬…医学上又は科学上の目的で発送され、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。
- アルコール…医療用に使用されるアルコール液体は、名あて国の関係機関の許可がある場合に限り許される。
- 武器、軍需品…武器、軍需品、又はその部分品や付属品は、名あて国の関係機関から許可を得ている場合に限り許される。

83. イスラエル

Israel (Israel)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量……2キログラム
 - (2) 課税品包有書状……取り扱う(税関告知書 CN22 を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数……1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法……郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……ヘブライ語、アラビア語、フランス語又は英語
2. 速達……取り扱う(速達による配達を行わない名あて地(軍事郵便局、移動郵便局受持区域等)にあてられた郵便物を除く。)
3. 保険付書状……取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。
(あてるべき官署)……名あて交換局
5. 貴重品を包有した書留書状……取り扱う。
6. 名あて国における保管期間……1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること……取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法……郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 通常郵便物によりイスラエルにあてて物品を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照。また、医薬品を包有する郵便物には、必ず内容品の名称及び数量を詳細に記載した税関告知書 CN22 をはり付け、又は同様の事項を記載した税関告知書 CN23 を添付しなければならない。
 - (2) 商取引のために発送する郵便物については、送り状1通を郵便物の外部又は税関告知書 CN23 に添付しなければならない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類……連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さと長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さと長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……20 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さと長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数……1 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語……ヘブライ語、アラビア語、フランス語又は英語

4. 速達……取り扱う。

速達による配達を行うのは小包か到着通知書か……小包

5. 保険付小包……取り扱わない。

6. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。

(あてるべき官署)……名あて交換局

7. 小包の配達方法……窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知……取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合……1 か月

例外の場合……2 か月

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包……1 か月

10. その他の特別な条件

(1) 物品の輸入に当たっては、輸入許可証が必要とされる。ただし、次の物品については、輸入許可証なしに輸入が許される。

— 移民の身の回り品

— 贈物

(2) 税関告知書 CN23 には、内容品の種類別に品名、数量、価格及び正味重量を詳細に記載しなければならない。

(3) 商取引のために発送する小包については、送り状 1 通を税関告知書 CN23 に結び付けなければならない。

(4) 小包が医薬品を包有する場合には、税関告知書 CN23 に包有する医薬品の名称及び数量を詳細に記載しなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域……全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ……長さ1.5メートル、長さ以外以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量……20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合……「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合……税関告知書 CN23 1 通。商業物品の場合は見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice) を添付すること。

(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前で見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

 - － 課税品、商業物品を送付する場合には、見積りインボイス又は商業インボイス、及び原産地証明書を添付し、輸入者許可証番号を記載すること。
 - － 差出人及び受取人の住所、氏名など必要な情報は英語で記載すること
 - － 内容品、重量、価格の詳細な記載をすること
 - － 受取人の電話番号を記載すること
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数……1 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……英語
6. 配達日……月曜～金曜、日曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達……行う。
 - (2) 私書箱への配達……行う。
 - (3) 窓口での交付……行う。
8. 国際スピード郵便の名称……EMS
9. その他の特別な条件

次に掲げる動物を包有する国際スピード郵便物をあてることができる。

 - ・ みつばち、水ひる及び蚕
 - ・ 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの
 - ・ 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間

で交換されるもの

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2. 参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

- 公序良俗に反する物品等…公序良俗に反する印刷物、絵画、写真、書籍、石版物その他の物品。名あて国の検閲当局が禁止する新聞、書籍及び印刷物

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

- ぶどう酒、酒精飲料…容器に製品の性質、原産国、製造業者の住所氏名及び責任取扱業者の住所氏名の記載のないぶどう酒又は酒精飲料
- 着色料…食料品及び飲料に使用される有毒の着色料
- 出版物…性病の予防又は治療のための薬に関する出版物(医師又は薬剤師にあてるものは除く。)

2.1.2.2 条件付許容物品

- 食料品…防腐剤が添加されている食料品は名あて国の法令に違反していない限り許される。
- 化学製品等…化学製品、原料は名あて国の法令に違反していない限り許される。
- 有毒な物品…有毒な物品は名あて国の関係当局 (Ministere de la sante publique) の許可がある場合に限り許される。
- 飲料…輸出用のアルコール飲料製造のためのエキスは、税関の許可を条件として医学上の目的で免許をもつ薬剤師にあてられ、かつ、関係当局 (Directeur de la douane) の許可を得ている場合に限り許される。
- 食料品…輸入を許される食料品は、15キログラムを越えない限り輸入許可証なしで引き受けることができる。ただし、各々3キログラムを越えないものとする。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

- 植物…植物については、昭和 25 年8月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づ

き植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

- 動物…生きた昆虫、バクテリアその他の無せきつい動物
- 雑件…土壌、肥料。中古のみつばちの巣箱及びその付属品
- 動物製品…魚、魚製品、肉製品(缶製品を除く)、乳製品(缶製品の粉ミルクを除く)
- 種子、野菜…種子、野菜

2.1.3.2 条件付許容物品

- ワクチン、血清…ワクチン及び血清は、名あて国の関係当局(Chef du Departement veterinaire de Jerusalem 及び Ministere de la sante)の許可を得ている場合に限り許される。
- 肉…缶に入れた肉製品、魚製品は名あて国の関係当局(Ministere de l'agriculture d'Israel)の許可を得ており、かつ、日本の関係当局が発行した検疫証明書が添付され、商品見本の場合に限り許される。
- 香辛料…香辛料は500グラムを超えない場合に限り許される。
- 雑件…新品のみつばちの巣箱及びその付属品は、発送する 60 日前に検査され、伝染病を伝ばすおそれがないことを証明する日本の関係当局の許可書がある場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

- 刀剣類…こつとう品及び刃渡り10センチメートル以下の小刀(飛び出しナイフを除く。)を除く刀剣
- マッチ…黄りんマッチ
- 花火等…すべての種類の花火、雷管付薬包及び引火性の物品

2.1.4.2 条件付許容物品

- 武器、弾薬…銃砲及び弾薬並びに軍装品は、名あて国の関係当局(銃砲及び弾薬については、Ministere de l'interieur, 軍装品については、Ministere de la defence)の許可を得ている場合に限り許される。
- 催涙ガス…小容器に入った催涙ガスは、イスラエル警察の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

- 富くじ…富くじ券、富くじに関する文書
- レコード等…レコード、フィルム、録音したワイヤー、コンピュータカード、QSL カード及び磁気テープ(通常郵便物で送る場合を除く。)
- 貨幣…名あて国の貨幣
- 宝石…(製品であるかないかにかかわらず)宝石。
- その他貴重品…硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、その他の貴重品は、差出国の法令上認められ

る場合には、これらの物品を封筒に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。

- と博用品…と博用品
- 送り状用紙…送り状用紙
- 雑件…次に掲げる物品は、種類のいかんを問わずヨルダン西岸及びカザ地区への輸入が禁止される。
 - － 変圧器
 - － 電池
 - － エンジン
 - － リモコン装置
 - － ビデオカセット
 - － 自動車

2.1.6.2 条件付許容物品

- 医薬品…医薬品は、名あて国の関係当局 (Ministere de la sante) の許可を得ている場合に限り許される。医薬品の品名及び内容品の正確な数量は、税関告知書 CN23 に記載されなければならない。
- 送信機…ラジオ、テレビジョン及びその他の送信機は名あて国の関係当局 (Ministere des communications) の許可を得ている場合に限り許される。
- ウイスキー…ウイスキーは、年代を明示し、発送の少なくとも3年以前に木の箱に納められたことを証明する許可書が添付されている場合に限り許される。
- たばこ…たばこは、次の量を超えない場合に限り許される。
 - － 紙巻たばこ 600 本
 - － 葉巻 600 グラム
- 雑件…テレビ受信機及びその交換部品、テレビ受信機付装置、洗たく機、医学上及び科学上の器具、潜水用品並びに映画フィルムは輸入許可書が提示される場合に限り許される。
- 栄養剤等…ビタミン、ミネラル及び食品添加物は、100グラムを超えない場合、あるいは各々一つの容器の場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

- 硬貨、銀行券、紙幣、名種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、許されない。
- その他は 2. 小包郵便物参照

80. イラク

Iraq

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物

- (1) 小形包装物の最高重量……2キログラム
- (2) 課税品包有書状……取り扱う(税関告知書 CN 22 を付さなければならない。)
- (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数……1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
- (4) 税関告知書 CN23 の添付方法……郵便物の外部
- (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……アラビア語又はフランス語

2. 速達……取り扱う。

3. 保険付書状……取り扱わない。

4. 取戻し及びあて名変更……取り扱わない。

5. 貴重品を包有した書留書状……取り扱わない。

6. 名あて国における保管期間……1か月

7. その他の特別な条件

多量に差し出される印刷物には、当該印刷物の差出国に所在しない差出人の住所氏名が記載されたカード封筒又は包装紙を添付することを認めない。(通終 3.5)

送達条件(小包)

1. 小包の種類……連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数……3 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語……アラビア語、スペイン語、フランス語又は英語

4. 速達……取り扱わない。
5. 保険付小包……取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更……取り扱わない。
7. 小包の配達方法……配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知……取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
 - 普通の場合……1 か月
 - 例外の場合……2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
 - 普通の場合……1 か月
 - 例外の場合……2 か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域…全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ……長さ1.5メートル、長さ以外以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量……20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合……「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合……税関告知書 CN23
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数……2枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……アラビア語、フランス語又は英語
6. 配達日……月曜～木曜、日曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達……行う。
 - (2) 私書箱への配達……行う。
 - (3) 窓口での交付……行う。
8. 国際スピード郵便の名称……EMS

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

- 1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

- 書留書状…硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
- 郵便葉書…色のついた郵便葉書は印刷物として輸入することはできない。
- マッチ…マッチ
- 雑件…その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

- 公序良俗に反する物品…公序良俗に反する物品
- 印刷機…印刷機及び印刷用具
- 録音機、写真機…秘密装置のある録音機及び写真機
- レコード…通常の再生装置で聴取できない録音盤
- 無線送受信機…携帯用無線送受信機(ウォークーキー・トーキー)
- 双眼鏡…双眼鏡

2.1.1.2 条件付許容物品

- ラジオ…トランジスター・ラジオは、名あて国の郵務長官の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

- 不衛生な物品等…不衛生な又は有害な物品
- ブラシ…ひげそり用ブラシ
- 茶…販売の用に供される茶で次の条件を満たしていないもの
 - (ア) 1パーセント以上のテインを含有すること。
 - (イ) 含有されている灰分が6パーセントを超えていないこと。
 - (ウ) 出がらしのものでないこと。
 - (エ) 人工的に着色されていないこと。
- 食品…有害な食品、変造された食品、かん詰としない肉及び柔らかい果物
- 練乳…次の条件を満たしていない練乳
 - (ア) 水分が69パーセントを超えていないこと。
 - (イ) 少なくとも2.79パーセントの脂肪分を含有していること。
- ゴム製品…ゴム製のおしゃぶり、ゴム風船
- 石けん…含有されている刺激性のアルカリ分が0.1パーセントを超え、かつアルカリ分の総量が3パーセントを超えている石けん

- 衣料品…皮膚を刺激する染料で着色した衣料品(帽子及びはき物を含む。)

2.1.2.2 条件付許容物品

- 食品保存用容器…食品保存用の容器でエナメルで上ぬりをしたものは、名あて国で定める条件を満たしている場合に限り許される。
- 医薬品…医薬品は、名あて国の公衆衛生省(Ministere irakien de la sante publique)の許可を得ている場合に限り許される。
- 脂肪、油脂性物質…食用の脂肪及び油脂性の物質は、名あて国の公衆衛生省の許可を得ている場合に限り許される(真正な商品見本として発送されたもの及び純粋に個人的な用途にあてられるものでその量が4ガロンを超えないものは、この限りでない。)
- 微生物…微生物の見本は、名あて国の公衆衛生省の許可を得ている場合に限り許される。
- 血清…血清は、名あて国の公衆衛生省公認の研究所にあて発送された場合に限り許される。血清管は、適当な容器に入れ、かつ、それが破損した場合にも血清が流れ出ないように包装しなければならない。外装は、「Contents Serum」(「内容品血清」の意)の文字を有しなければならない。
- 染毛剤…ジアミンを含有する染毛剤は、名あて国の公衆衛生省の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

- 植物…植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

- 武器、弾薬…武器、武器の部分品、弾薬、催涙銃
- 空気銃…空気銃
- 弾薬、マッチ…携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

2.1.4.2 条件付許容物品

- 猟銃…猟銃及びその附属品は、名あて国の警察当局の許可を得ている場合に限り許される。
- 短刀…「ウム・アル・ヤイ」(Um-Al-Yay)と称するナイフ及び刃わたり76ミリメートルを超える短刀は、名あて国の内務省(Ministere de l'interieur)の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

- 貨幣…偽造の貨幣、貨幣と誤認されやすい物品、貨幣の図案を有する物品
- 富くじ券…名あて国以外の国の富くじ券
- 砂糖菓子…ウイスキー又は他の飲料入りの砂糖菓子

○ インク消し…インク消し

○ 帆布…絹製の帆布

2.1.5.2 条件付許容物品

○ 塩…未精製の塩は、名あて国の関係当局(Customs and Excise Department)の許可を得ている場合に限り許される。

○ 酒精飲料…酒精飲料は、名あて国の政府公認の卸売業者にあてる場合に限り許される。

○ 考古品…考古品は、日本の関係当局の輸出許可証が添付されている場合に限り許される。

○ ダイヤモンド…ダイヤモンドは、原産地証明書及び名あて国の関係当局が発行した輸入許可証が添付されている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

○ たばこ…製品化されていないたばこ

○ 商標偽造の物品…偽造の商標を有する物品、商標中に偽りの記載を有する物品

○ 紙幣、銀行券…紙幣及び銀行券

○ カセットテープ…録音用カセットテープ

○ フィルム…撮影した若しくは撮影していない又は現像した若しくは現像していないすべての種類のフィルム

○ カメラ、携帯電話及びノートパソコン……カメラ、携帯電話及びノートパソコン

3. 国際スピード郵便物

○ 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、許されない。

○ その他は 1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

79. イラン

Iran

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量……2キログラム
 - (2) 課税品包有書状……取り扱う(税関告知書 CN22 を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数……3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法……郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……英語
2. 速達……取り扱う。
3. 保険付書状……取り扱う。
保険金額の最高限……400 SDR
4. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。
(あてるべき官署)……Teheran Sorting & Exchange Office, 13189-11154, IRAN(ISLAMIC REP)
5. 貴重品を包有した書留書状……取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間……45 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること……取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法……郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類……連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量……30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数……2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語……英語又はフランス語
4. 速達……取り扱う。
速達を行うのは小包か到着通知書か……小包
5. 保険付小包……取り扱う。
保険金額の最高限……400 SDR
6. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。
(あてべき官署)……Post Mechanized Center–Parcel Section, Lashgar Cross, Ave. South Karegar, Tehran–IRAN Ave.
7. 小包の配達方法……配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知……取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合……1 か月
例外の場合……2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包
普通の場合……1 か月
例外の場合……2 か月
10. その他の特別な条件
税関告知書 CN23 には、小包郵便物の内容を詳細かつ正確に記載しなければならない。この税関告知書 CN23 に虚偽又は不完全な記載をした場合には、郵便物の差押え又は処罰を受けることがある。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域…全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ……長さ 1.5 メートル、長さ以外と長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - (2) 重量……20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合……「Business Papers」の記載
 - (2) 無償の商品見本を送る場合……税関告知書 CN22, 「Samples」の記載
 - (3) 商品及びその他の物品を送る場合……税関告知書 CN23 及び見積りインボイス(Proforma invoice) 又は商業インボイス(Commercial invoice) 1 通
(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるイ

ンボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

- (4) 受取人の住所、氏名(電話番号又は携帯電話番号)を正確かつ完全に記載すること。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数……1枚
5. 配達日……月曜～日曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達……行う(名あて国で追加料金の支払いをした場合に限る。)
 - (2) 私書箱への配達……行う。
 - (3) 窓口での交付……行う。
7. 国際スピード郵便の名称……Pishtaz Post

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

- 貴重品…硬貨、銀行券、旅行小切手、白金、加工した又は加工していない金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品。このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。
- 弾薬、マッチ…マッチ、雷管、薬きょう、銃砲、弾薬
- 雑件…その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

- 銃砲…銃砲
- 弾薬、火薬…弾薬、火薬
- 電信機、電話機…電信機、電話機及びこれらの物品の部分品

○ ラジオ等…ラジオ、送受信機及びこれらの物品の部分品

2.1.1.2 条件付許容物品

○ 写真機等…航空機用の写真機及び映写機は、名あて国の政府の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

- あへん…あへん
- たばこ…たばこの代用品
- 茶…まぜ物をした茶
- 中古の衣類等…中古の衣類。ぼろ布

2.1.2.2 条件付許容物品

- 毒物…有毒物は、名あて国の警察当局の許可を得ている場合に限り許される。
- 雑件…次に掲げる物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。
モルヒネ、コカインその他の麻薬。サッカリン

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

- 植物…ザルグチェ

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.2 条件付許容物品

- 弾薬…雷管及び薬きょうは、名あて国の政府の許可証が添付されている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

- 雑件…砂糖、マッチ

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

- 公序良俗に反する物品…公序良俗に反する書籍、新聞、絵画その他の物品
- 雑件…アブドルバハーの肖像の描かれている物品
- 富くじ…富くじ
- 貴重品…硬貨、銀行券、旅行小切手、白金、加工した又は加工していない金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品。このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。
- 貨幣…チェルヴォネッツ貨、第二次世界大戦前のドイツのマルク紙幣、ルーブル貨、偽造のドル貨、貨幣と類似した形状の金属性のボタン及びメタル
- 染料…じゅうたんの染色に適さない不安定な粉末状又は液状の化学染料
- 糸…不安定な染料で染色した糸
- 商標偽造の商品等…名あて国の紋章又は国旗を商標とする商品、偽造の商標をつけた商品、偽りの記載を有する商品
- レコード…宣伝用のレコード

- 郵便切手…偽造の郵便切手
- かみそり…使い古しのかみそり
- 酒精飲料等…酒精飲料、と博用品、イスラム教により食することを禁じられている動物の皮、楽器、モード誌
- イスラム教の原理に反する物品 …イスラム教の原理に反する物品
- 雑件…10 キログラムを超える贈物

2.1.6.2 条件付許容物品

- メチレンブルー…メチレンブルーは、名あて国の当局の許可を得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

125. オマーン

Oman

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量……2キログラム
 - (2) 課税品包有書状……取り扱う(税関告知書 CN22 を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数……2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法……郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……英語又はアラビア語
2. 速達……取り扱う。
3. 保険付書状……取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限……1,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2)~1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。
(あてるべき官署)……Direction generale de postes Department des relationsinternationales,
B.P. 338-RUWI, 112 MUSCAT
5. 貴重品を包有した書留書状……取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間……2か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること……取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法……郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種別……連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - 重量……20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メー

トル

重量……20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数……2枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語……英語
4. 速達……取り扱わない。
5. 保険付小包……取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。
(あてるべき官署)……Poste centrale, MUSCAT
7. 小包の配達方法……窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知……取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合……1か月
例外の場合……2か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包……1か月
10. その他の特別な条件
小包には送り状2通を添付しなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域…全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ……長さ1.5メートル、長さ以外と長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量……20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合……「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合……税関告知書 CN233通
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数……3枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……英語又はアラビア語
6. 配達日……月曜～木曜、土曜、日曜(祝日の配達も行う。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達……行う。
 - (2) 私書箱への配達……行う。
 - (3) 窓口での交付……行う。
8. 国際スピード郵便の名称……Datapost

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

- 書留書状…硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
- 雑件…その他の禁止物品については、2.参照

1.1.2 条件付許容物品

- 酒精飲料…酒精飲料は、名あて国の関係当局 (la police du Sultanat d'Oman) の許可を得ている場合に限り許される。
- 雑件…その他の条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

- 公序良俗に反する物品…わいせつな印刷物、図画、書籍、カード、磁気テープ、ディスク、フィルム、がん具及び人形並びにその他の不道德な物品
- 新聞等…名あて国の政府に対する暴動を扇動するような事項を内容とする新聞、回状、ポスター、書籍及び写真

2.1.1.2 条件付許容物品

- ラジオ等…ラジオ、送信機、受信機及び電信機は、名あて国の関係当局 (Ministere des postes, telegraphes et des telephones) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.2 条件付許容物品

- 医薬品…医薬品は、名あて国の関係当局 (Ministere de la sante) の許可を得ている場合及び次の条件を満たしている場合に限り許される。
 - 当該医薬品の名称、量、製造年月日及び有効期限の詳細な記述があること。
 - 関係当局により証明された購入インボイスの写しが添付されていること。
 - 差出人及び受取人の住所及び電話番号の記載があること。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

- ひなぎく…ひなぎく(大マーガレット)及びひなぎくの葉、花、茎、種子その他すべての部分

2.1.3.2 条件付許容物品

- 生きた動物…生きた動物は、名あて国の関係当局 (Ministere de l'agriculture et des richesses halieutiques 及び Ministere du commerce et de l'industrie)の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

- 武器、弾薬…武器及び弾薬
- 危険な物品…武器又はピストルの形のがん具及び名あて国の関係当局 (Inspection general de la police)又は税関当局が容易に凶器に改造しうると判断するその他の物品
- 花火等…花火及び弾薬で、名あて国の関係当局 (Inspection general de la police)又は税関当局が危険と判断する量の爆薬を含んでいるもの
- 刀剣等…刀剣その他の用具で、それら本来の性質を秘匿するように作られ、かつ、ナイフ、剣若しくは人を負傷しうるその他の物品として使用することができ又はこれらの物品に改造することができるもの
- 銃…あらゆる形の銃(銃としての本来の性質を秘匿しているものを含む。)

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

- 証書等…為替手形の領収書及び白紙の又は記載が不完全なその他の重要な証書
- 銀行券、偽造貨幣…銀行券及び偽造貨幣
- 織物…綿織物、絹織物その他の織物で、名あて国又はその他の国の政府が発行する貨幣、銀行券又は債券のデザインを有するもの
- 紋章…名あて国の紋章を有するすべての物品
- 消火製品…消火のための製品
- 化学物質…液状の化学物質
- イスラム教の原理に反する物品…イスラム教の原理に反する物品
- 雑件…名あて国の法令により輸入が禁止されるすべての物品

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

138. カタール

Qatar

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量……2キログラム
 - (2) 課税品包有書状……取り扱う(税関告知書 CN22 を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数……1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法……郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……アラビア語又は英語
2. 速達……取り扱う。
3. 保険付書状……取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限……1,886 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2)~1.(5)参照
 - (3) 名あて国における取扱局……保険付書状は、次の郵便局区内にあてるものに限る。
Complexe postal, Doha 及び Aeroport international, Doha
4. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。
(あてるべき官署)……Inquires and Investigations Section, Directorate of Post,
DOHA des postes, DOHA
5. 貴重品を包有した書留書状……取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間……1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること……取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法……郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
私書箱への配達を希望する場合、郵便物に受取人の名前、住所、私書箱番号、地域名、郵便番号及び国名を記入しなければならない。また、できる限り受取人の電話番号及び携帯電話番号を記入しなければならない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類……連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数……1 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語……アラビア語又は英語

4. 速達……取り扱う。

速達による配達を行うのは小包か到着通知書か……到着通知書

5. 保険付小包……取り扱う。

保険金額の最高限……1,886 SDR

6. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。

(あてるべき官署)……Bureau des reclamations et des enquetes, Administration des postes,
DOHA, QATAR

7. 小包の配達方法……窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知……取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合……1 か月

例外の場合……2 か月

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包……2 か月

10. その他の特別な条件

私書箱への配達を希望する場合、小包ラベルに受取人の名前、住所、私書箱番号、地域名、郵便番号及び国名を記入しなければならない。また、できる限り受取人の電話番号及び携帯電話番号を記入しなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域……全地域

2. 大きさ及び重量の最高限

(1) 大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

(2) 重量……20 キログラム

3. 必要な記載、税関用紙等

(1) 業務用書類等を送る場合……「Business Papers」の記載

- (2) その他の物品を送る場合……税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数……1枚
 5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……アラビア語、英語又はフランス語
 6. 配達日……月曜～日曜(祝日の配達も行う。)
 7. 配達方法
 - (1) あて所への配達……行う。
 - (2) 私書箱への配達……行う。
 - (3) 窓口での交付……行う。
 8. 国際スピード郵便の名称……Mumtaz Post
 9. その他の特別な条件

私書箱への配達を希望する場合、全ての EMS 郵便物に受取人の名前、住所、私書箱番号、地域名、郵便番号及び国名を記入しなければならない。また、できる限り受取人の電話番号及び携帯電話番号を記入しなければならない。

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.2 条件付許容物品

- 書留書状…硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
- 伝染性物質又は非伝染性物質…分析試験用の物質及び伝染性物質又は非伝染性物質は、万国郵便条約に規定する条件を満たしている場合に限り許される。
- 雑件…その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

- 伝染性物質又は非伝染性物質…分析試験用の物質、伝染性物質又は非伝染性物質
- 悪臭発散物…悪臭を発する物品
- 肉及び魚…すべての種類の肉(生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したものに限る。)及び魚(生鮮のもの、冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る)。悪臭を発す

る恐れのある、又は液体や油が染み出す恐れのある腐りやすい食料品

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

- 武器、マッチ…武器及びその部分品、弾薬、マッチ

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

- 模造貨幣…貨幣の模造品

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

- 公序良俗に反する物品…公序良俗に反する印刷物、絵画、写真、カルタその他の物品。偽造の郵便切手。郵便切手を偽造するための物品
- 硬貨、金等…価格が5英ポンドを超える硬貨(装飾用のものを除く。)及び金塊。価格が 50 英ポンドを超える加工した金
- 真珠…養殖真珠、人工真珠
- 粉末…粉末
- 液体…液体製品

2.1.6.2 条件付許容物品

- ろう、漆…ろう引き又は漆塗りの物品は、華氏 140 度の乾燥室で8時間以上乾燥したものであること及び少なくとも1か月前に製造されたものであることを証明する書類が添付されている場合に限り許される。
- カーボン紙…カーボン紙は、油又は酸化脂肪を含有しないろう引きのものであり、かつ、税関告知書 CN23 に「Papier carbone recouvert de cire et ne contenant aucune substance huileuse ou grasse oxydable」(「油又は酸化脂肪を含有しないろう引きカーボン紙」の意)の記載を有する場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

38. キプロス

Chypre (Cyprus)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量……2キログラム
 - (2) 課税品包有書状……取り扱う(税関告知書 CN22 を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数……1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法……郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……英語又はギリシャ語
 - (6) 注意……税関検査に付される郵便物には、税関告知書 CN22 をはり付けなければならない。この税関告知書 CN22 がはり付けられていない場合又は内容品について虚偽の記載が行われた場合には、郵便物は名あて国で没収されることがある。
2. 速達……取り扱う。
3. 保険付書状……取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限……4,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2)~1.(6)参照
4. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。

(あてべき官署)……Ministry of Communications & works Department of Postal Service,
CY-1900 NICOSIA
5. 貴重品を包有した書留書状……取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間……1 か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること……取り扱う
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法……郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
 - (1) 商品を包有する郵便物には、開封とした送り状1通を郵便物の外部に添付しなければならない。
 - (2) 通常郵便物によりキプロス(キプロス)にあててスターリング地域以外の地域で製造された商品を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」(3)参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類……連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量……30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量……30 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数……1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語……英語又はギリシャ語
4. 速達……取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か……到着通知書
5. 保険付小包……取り扱う。
保険金額の最高限……4,000 SDR
6. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。
(あてべき官署)……Director of Postal Services, CY-1900, NICOSIA, CYPRUS
7. 小包の配達方法……配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知……取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合……1 か月
例外の場合……2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合……1 か月
例外の場合……2 か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 小包には、送り状又は領事送り状を郵便物の外部に添付するか、又はこれを別に受取人に送付しなければならない。
 - (2) 映画フィルムの郵送については、フィルム検査委員会の許可をあらかじめ必要とする。
 - (3) スターリング地域以外の地域で製造された商品を包有する小包は、あらかじめ、ニコシアに所在する権限のある当局の発行する輸入許可証を必要とする。ただし、内容品の価格が 5 英ポンド以下で、かつ、受取人の個人的使用に供される場合を除く。
 - (4) 小包ラベルに、受取人の完全な住所(できる限り電話番号、携帯電話番号及び電子メールアドレス)を記載すること。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域……全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ……長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量……30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合……「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合……税関告知書 CN23(商品見本の場合は税関告知書 CN23に「COMMERCIAL SAMPLE」の記載。商品の場合はさらにインボイス1通、場合により輸入許可証)
 - (3) 受取人の住所欄に、できる限り受取人の電話番号、携帯電話番号を記載すること。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数……1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……フランス語、英語、ギリシャ語、又はトルコ語
6. 配達日……月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達……行う。
 - (2) 私書箱への配達……行う。
 - (3) 窓口での交付……行う。
8. 国際スピード郵便の名称……EMS/Datapost

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.2 条件付許容物品

- 貴重品…硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状及び保険付書状は、名あて国の中央銀行の許可を得ている場合に限り許される。
- 雑件…その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

- 短刀…短刀
- 公序良俗に反する物品…公序良俗に反する刊行物。わいせつ又は不道徳な物品、特にポルノ物品(このような性質を有するすべての種類のフィルム、書籍、冊子、絵画、デッサン、彫板及び複写物を含む。)

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

- 皮革…皮革
- 綿…中古の綿
- ブラシ…ひげそり用ブラシ
- ハシシ…ハシシ
- インド大麻…インド大麻

2.1.2.2 条件付許容物品

- ぼろ布、中古衣類、サッカリン …ぼろ布、中古衣類及びサッカリンは、名あて国の衛生省の許可を得ている場合に限り許される。
- 麻薬…あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する小包郵便物は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の衛生省の許可を得ている場合に限り許される。
- 毒物…毒物は、名あて国の関係当局(Pharmacy Board)の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

- 植物…植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。
- 雑件…次に掲げる物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。果実、野菜、土じょう、動植物性肥料(化学窒素肥料を除く。)、はちみつ、角、ひづめ、飼料、わら、堆たい肥、骨、羽毛、牛乳

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

- 武器…刀剣、自動小銃、閣議(Conseil des Ministres)によって危険であると認められた空気銃及び空気ピストル。有害な液体、ガスその他の物質を発射する武器。おもちゃのピストル及びその模造品
- 弾薬、マッチ…携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ
- 書籍等…輸入を認められた銃以外の銃(水中銃を除く。)の製造、操作、保存に関する書

籍及び出版物

2.1.4.2 条件付許容物品

- 武器…2.1.4.1 に掲げる物を除いた銃砲及びその部分品並びにピストルは、名あて国の警視總監 (Prefet de police) 及び通産省 (Ministere du commerce et de l'industrie) の特別の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

- 塩…塩、食卓塩、岩塩

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

- 練乳…練乳
- 貨幣…金貨、銅貨、硬貨、名あて国において流通している貨幣に類似した装飾品。偽造、変造又は模造の貨幣
- 著作物…作者の希望により、名あて国への輸入が禁じられた著作物
- 偽造切手等…偽造切手及び偽造切手製造用の機械

2.1.6.2 条件付許容物品

- 郵便はがき…私製の絵はがきは、あらかじめ、名あて国の指定された事業体の許可を得ている場合に限り許される。
- たばこの巻紙等…たばこの巻紙、たばこ製造用の機械及びその付属品は、名あて国の税関当局の許可を得ている場合に限り許される。
- 映画フィルム…映画フィルムは、内装をブリキの箱、外装を堅固な木製の箱とし、名あて国の関係当局 (Board of film Censors) の許可を得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

93. クウェート

Kuwait

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量……2キログラム
 - (2) 課税品包有書状……取り扱う(税関告知書 CN22 を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数……2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法……郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……アラビア語又は英語
 - (6) 注意……商業上の目的で発送する貴重品等の条件については、送達条件(小包)の 10. 「その他の特別な条件」(2)参照
2. 速達……取り扱う。
3. 保険付書状……取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限……1,425 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2)~1.(6)参照
4. 取戻し及びあて名変更……取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状……取り扱う。
6. 名あて国における保管期間……1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること……取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法……郵袋の外部
8. その他の特別な条件

クウェートあて通常郵便物の名あて面に、国名の表示として「KUWAIT, GOLFE PERSIQUE」又は「KUWAIT, PERSIAN GULF」と記載してあるものは、差出元に返送される。

送達条件(小包)

1. 小包の種類……連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さ以外の方角に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ……長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量……30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数……3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語……英語
4. 速達……取り扱わない。
5. 保険付小包……取り扱う(航空便に限る。)
保険金額の最高限……1,322SDR
6. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。
(あてべき官署)……Outbound Postal Parcel Section, Office EMS and Parcel Dept.
7. 小包の配達方法……窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知……取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合……1 か月
例外の場合……2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包……1 か月
10. その他の特別な条件
 - (1) クウェートあて小包のあて名の記載方については、送達条件(通常)の 8.「その他の特別な条件」参照
 - (2) 商業上の目的で発送する次の物品は、あらかじめ、名あて国の通商産業省(Ministere du Commerce et de l'Industrie)の許可が必要である。
 - (あ) 金、銀、プラチナ、その他の貴金属、ダイヤモンド及び宝石
 - (い) (あ)の物質を材料の一部に使用した時計その他の加工品、装飾用硬貨及びこれらと同等の価値を有する類似の物品

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域……全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル

- (2) 重量……30 キログラム
- 3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合……「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合……税関告知書 CN23 及びインボイス1通
 - (3) 受取人の住所欄に、できる限り受取人の電話番号を記載すること。
- 4. 税関告知書 CN23 の所要枚数……2枚
- 5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……アラビア語、英語又はフランス語
- 6. 配達日……月曜～水曜、土曜、日曜(祝日の配達は行わない。)
- 7. 配達方法
 - (1) あて所への配達……行う。
 - (2) 私書箱への配達……行う。
 - (3) 窓口での交付……行わない。
- 8. 国際スピード郵便の名称……Mumtaz Post

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

- 郵便私書箱あて郵便物…郵便私書箱にあてた密封した郵便物で、郵便私書箱使用者名を記載していないもの
- クレジットカード…クレジットカードを包有する普通通常郵便物
- 雑件…その他の禁止物品については、2.参照

1.1.2 条件付許容物品

- 麻薬…あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の衛生省 (Ministere de la Sante) の許可を得ている場合に限り許される。
- 医薬品…医薬品は、その処方せんが添付されている場合に限り許される。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

- ブタンガス…ブタンガスを充てんしたライター及びブタンガス、ブタンガス又は他の圧縮ガ

スを包有した容器

- 武器、弾薬、マッチ…雷管、金属性の薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料等を含む武器及び弾薬又はその部品、マッチ
- フィルム、セルロイド…引火しやすいフィルム、未加工のセルロイド又はセルロイド製品
- 印刷物等…不道德な印刷物、イスラエル、反アラブ及び反回教の宣伝物
- 裸体の肖像画等…裸体の肖像画を有する書籍及び雑誌、風船
- 酒精飲料等…酒精飲料、工業用アルコール及びメチルアルコール

2.1.2 条件付許容物品

- 肉の缶詰等…肉の缶詰、牛乳及び乳製品は、名あて国の関係当局が発行する許可証を必要とする。
- 医薬品…医薬品及び血清は、名あて国の衛生省の許可を得、かつ、医薬品については、その処方せんが添付されている場合に限り許される。
- 中古の衣類…中古の衣類は、消毒済証明書が添付されている場合に限り許される。
- 無線送信機…無線送信機は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。
- 麦芽のエキス…麦芽のエキスは、保健、教育又は科学研究機関へあて発送され、かつ、肝油で定められた割合に薄めたものに限り許される。
- 植物…植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。
(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

3. 国際スピード郵便物

- 磁気テープ、磁気ディスク及びマイクロフィルムは許されない。
- その他は 1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

10. サウジアラビア

Arabie Saoudite (Saudi Arabia)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2 キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(税関告知書 CN22 を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....アラビア語又は英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Office of Exchange of Riyadh, Office of Exchange of Jeddah 又は Office of Exchange of Dammam
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1 か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
郵便物に差出人及び受取人の完全な氏名及び住所を記入しなければならない。また、できる限り、差出人及び受取人の電話番号を記入しなければならない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ以外と長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - 重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....アラビア語又は英語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱わない。

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....名あて交換局

7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合.....1 か月

例外の場合.....

(2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....1 か月

10. その他の特別な条件

小包ラベルに差出人及び受取人の完全な氏名及び住所を記入しなければならない。また、できる限り、差出人及び受取人の電話番号を記入しなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・全地域

2. 大きさ及び重量の最高限

(1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

(2) 重量.....30 キログラム

3. 必要な記載、税関用紙等

(1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22

(2) その他の物品を送る場合.....見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス

(Commercial invoice) 2通

(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボ

イスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>) では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

- (3) その他の必要記載事項・すべての EMS 郵便物には、私書箱の番号だけでなく、できる限り、名あて人の正確で完全な住所と電話番号を記載すること。
4. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……アラビア語、フランス語又は英語
5. 配達日……月曜～木曜、日曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達……行う。
 - (2) 私書箱への配達……行う。
 - (3) 窓口での交付……行う。
7. 国際スピード郵便の名称……Mumtaz Post

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

麻薬…あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

貴重品…硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品

牛肉…牛肉製品

大豆及び大豆製品…大豆及び大豆を原料として製造される製品

1.1.2 条件付許容物品

医薬品…医薬品は、権限のある当局が発行した処方せんが添付されている場合に限り許される。

真菌類…真菌類は、権限のある当局が発行した許可証が添付されている場合に限り許される。

雑件…その他の禁止物品及び条件付許容物品については 2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

医薬品...権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品

雑件...公序良俗に反する書籍、絵画、印刷物その他の物品、アルコール、酒精飲料、ハシシ、あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

武器、弾薬マッチ...武器、弾薬、戦争用資材、携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

回教の教義に反する物品...回教の教義に反する物品

わいせつな封筒に入れられた書状...回教の法典及び教義に反するわいせつな表現を有する封筒に入れられた書状

化学物質等...消火のための製品及び液状の化学物質

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、白金、金、銀、宝石、珠玉その他の貴重品

牛肉...牛肉製品

大豆及び大豆製品...大豆及び大豆を原料として製造される製品

3. 国際スピード郵便物

硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、許されない。

その他は 1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

160. シリア

Syrie (Syria)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量……2キログラム
 - (2) 課税品包有書状……取り扱う(税関告知書 CN22 を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数……1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法……郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……アラビア語、英語又はフランス語
2. 速達……取り扱う。
3. 保険付書状……取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限……4,000 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2)~1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。

(あてるべき官署)……Etablissement general des postes, Direction des services postaux,
DAMAS
5. 貴重品を包有した書留書状……取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間……30 日(最大2か月まで延長可)
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること……取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法…… —
8. その他の特別な条件
商業用物品を送付する際は、原産地証明書及び輸入許可証を添付しなければならない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類……連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量……30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数……3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語……アラビア語又は英語
4. 速達……取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か……到着通知書
5. 保険付小包……取り扱う。
保険金額の最高限……4,000 SDR
6. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。
(あてべき官署)……International enquiry, chief of postal inquiry, Damascus Syria
7. 小包の配達方法……配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知……取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合……1 か月
例外の場合……2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包
普通の場合……1 か月
例外の場合……2 か月
10. その他の特別な条件
商業用物品を送付する際は、原産地証明書及び輸入許可証を添付しなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域……全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量……20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合……「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合……税関告知書 CN23
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数……2 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……アラビア語、フランス語又は英語
6. 配達日……月曜～木曜、土曜及び日曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法

(1) あて所への配達……行う。

(2) 私書箱への配達……行う。

(3) 窓口での交付……行う。

8. 国際スピード郵便の名称……EMS

9. その他の特別な条件

商業用物品を送付する際は、原産地証明書及び輸入許可証を添付しなければならない。

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

○ 書留書状…硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手を包有する書留書状

○ 雑件…その他の物品については、2.参照。

1.1.2 条件付許容物品

○ 麻薬…あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名宛国の保健省の許可を得ている場合に限り許される。

○ 雑件…その他の物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

○ と殺くず…と殺くず

○ かん詰…野菜、食用植物、果実のかん詰及び瓶詰(乳児用食品、パイナップル、アスパラガス、糖みつ、きのこを除く。)

○ 酵母菌…生酵母菌

○ 菓子…カカオを加えていない菓子(チューインガムを除く。)

○ 薬品…ハシシ、ツベルクリン、苛性カリ又は苛性ソーダの塩素酸塩、サッカリン、名あて国の薬事法に記載されていない医薬品、苛性カリ又は苛性ソーダの硝酸塩、公衆衛生上危険な物品、ピクレート

○ 油…変性加工が施されていない固形油及び魚油並びにトウモロコシ油から製造した油

- 医療用の化学物質…医療用の化学物質、エッセンス、エキス又は化合物
- 栄養補助食品…スポーツ選手が使用するために製造された栄養補助食品

2.1.2.2 条件付許容物品

- 麻薬…あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の厚生省の許可を得ている場合に限り許される。
- 医薬品(2.1.2.1 に掲げるものを除く。)…医薬品は、あらかじめ名宛国の保健省の許可を得ている場合に限り、1つの製品につき10パックを超えない範囲で送付することができる。
- 酒精飲料(サリチル酸を含むものを除く。)…酒精飲料は、たる又は瓶に入れ、容器に、原料、原産国及び製造業者の氏名を記載した票符が添付されている場合に限り許される。
- 雑件…次に掲げる物品は、名宛国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。
人造の茶、着色した茶、変造した茶、変質したチーズ、変造しかつ着色したコーヒー、豚肉

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

- 生きた動物…生きた動物(みつばち及び水ひるを除く。)
- 花及び枝…花及び枝並びにこれらの一部(野生のものに限る。)
- 穀物…全ての穀物(小麦の種を除く。)
- 綿の種…綿の種

2.1.3.2 条件付許容物品

- 植物(2.1.3.1 に掲げるものを除く。)…植物については、昭和 25 年8月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

- たばこ等…たばこ製品(2.1.5.2 に掲げるものを除く。)、くずたばこ、たばこの巻紙、たばこの包装に用いられる物品及びたばこ製造用の機械並びに塩

2.1.5.2 条件付許容物品

- たばこ…たばこ、葉たばこ、葉巻及び紙巻たばこは、SIMEX 社の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6. その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

- 無線電信機…無線電信機
- 良俗に反する物品…良俗に反する出版物、印刷物、写真、絵画その他の物品並びに輸入前に文化省に提出しなければならない映画用フィルム並びにわいせつな出版物、印刷物及び写真並びに社会秩序に反する物品。
- 避妊用品…避妊用の物品。避妊に関する文書
- レコード…宗教的な性質を有するレコード
- 酒精飲料…酒精飲料製造用の物品
- スルファ剤…スルファ剤

- 毒物等…ピクリン酸系の毒物、アネトール
- エキス…アニスのエキス、ういきょうのエキス
- 商標偽造物品…偽造又は変造の商標をつけた物品
- 油脂…タロー油及び油脂(工業用に化学的に変性させたものを除く。)
- 粉…粉(供給省が定めた制限の範囲内でベーキング用として輸入されるカナダの粉を除く。)及びでん粉(非食料用品を対象に産業省が定めた量を除く。)
- 石けん…固形、粉状及び液状の石けん(ひげそり用石けんを除く。)
- マッチ…マッチ、マッチ用軸木、空箱及びマッチ箱製造用の板紙
- 紙等…衛生紙、原料綿、くず綿
- 綿…綿又は綿製の衣類
- 衣類…人造繊維製又は綿製の衣類
- くつ下等…くつ下(羊毛製のものを除く。)、絹製の中古衣料、中古の軍服
- はき物…はき物、はき物の部分
- ガラス…色のついていないガラス及び金属製の線又は網を入れていないガラス
- テレビジョン…テレビジョン、テレビジョンの部分品
- 絞り器…レモン絞り器
- 軍隊の徽章等…軍隊の徽章、階級章及びボタン
- 軍需物資…軍需物資その他これに類するもの
- 銀貨…名宛国以外の国の銀貨、オスマーン・トルコ帝国の銀貨及び古代の銀貨
- 貴金属製品…貴金属製品
- 珠玉又は宝石…珠玉又は宝石(真珠を含む。)

2.1.6.2 条件付許容物品

- 雑件…次に掲げる物品は、名宛国における化学検査に合格した場合に限り許される。
紙、布地、いおう、ひ素、鉍物性染料、化学製品、サリチル酸を含有する酒精飲料
- シアン化ソーダ…ソーダのシアン化物は、名宛て国の法令の定める条件に従って発送された場合に限り許される。
- ラジオ…ラジオは、名宛て国の指定された事業体(Direction Generale des P.T.T.)の許可を得ている場合に限り許される。
- レッテル…酒精飲料のレッテルは、名宛て国の経済省(Ministere de l'economie nationale)の許可を得ている場合に限り許される。
- 貴重品…銀行券、紙幣及び無記名証券は保険付とした場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

172. トルコ

Turquie (Turkey)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(税関告知書 CN22 を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....トルコ語又は英語
 - (6) 注意.....商業上の目的で送付されるすべての印刷物(書籍、新聞紙、雑誌等)には、送り状正本を添付しなければならない。なお、新聞紙以外の印刷物を送付する場合には、原産地証明書も添付しなければならない。
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....653 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(6)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Istanbul Uluslararası Posta İşleme Merkezi, Atatürk Hava Limanı, Kargo Terminali, İstanbul, Turkey
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....7日(留置郵便物の場合には 30日)
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
 - (2) 放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....トルコ語、フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....653 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....交換局
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....30 日
例外の場合..... -
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....60 日
例外の場合..... -
10. その他の特別な条件
 - (1) 税関告知書 CN23 には、内容品の種類別に品名、数量、正味重量、総重量、価格等を明確に記載し、かつ、差出人が署名しなければならない。税関告知書 CN23 に虚偽の記載をした場合には、小包は、名あて国の税関当局によって差し押えられることがある。
 - (2) 関税が課される物品(価格が 100 ユーロを超えない物品、及び商業上の性質を有しない物品を除く。)には、トルコ領事が査証した原産地証明書を添付しなければならない。
 - (3) 小包ラベルに、受取人の完全な住所(できる限り電話番号、携帯電話番号及び電子メールアドレス)を記載すること。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23、さらに見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice) 1通、場合により原産地証明書
(編集註 : 「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>) では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....トルコ語、フランス語、ドイツ語又は英語
6. 配達日.....月曜～日曜(祝日の配達も行う。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Acele Posta Servici
9. その他の特別な条件
 - (1) EMSラベルに、受取人の完全な住所(できる限り電話番号、携帯電話番号及び電子メールアドレス)を記載すること。
 - (2) 次に掲げる動物を包有する国際スピード郵便物をあてることができる。ただし、受取人はあらかじめ名あて国の関係当局に対し、輸入許可証の発行を申請する必要がある。
 - ・ みつばち、水ひる及び蚕
 - ・ 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの
 - ・ 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

宣伝物...名あて国の政治、経済制度及び法体系に反する宣伝的な出版物

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

化粧品...化粧品

水産物...水産物

動物性食品...かん詰めにした動物性の食品

牛肉及びソーセージ...塩漬けにし、かつスパイスで味付けした牛肉及びソーセージ

果物及び野菜...生の又は乾燥した果物及び野菜

動物又は植物の製品...上記以外の動物又は植物の製品

1.1.2 条件付許容物品

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

良俗に反する物品...良俗に反する文書、絵画、写真、印刷物、映画フィルムその他の物品

避妊用品等...避妊用又は墮胎用の物品。避妊又は墮胎に関する文書

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

汚染物品...病気を伝ばさせるおそれのある物品

穀粉...石こう、重晶品の硫酸塩、白墨の粉、炭酸ソーダ、マグネシウム粉又はみょうばんを混入してある穀粉。グルテンの含有量が6パーセント以下の穀粉

食用油...有害な物質を含有する食用油

血清...破傷風血清、炭そ血清、フリードマン・ワクチン

あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

雑件...アネトール、ピクロトクシン、こしょう、皮膚又は布地をいためるおそれのある石けん、「ブウルジョン(Bourgeon)」鉍水、ハシシ、糖みつ、着色したコーヒー、人工の茶、茶以外の植物の葉を混ぜた茶、人工のサフラン、着色したサフラン、ひげそり用ブラシ、健康に有害な食料品、人工甘味料(サッカリンを除く。)

2.1.2.2 条件付許容物品

サッカリン...サッカリンは、医学上の目的で発送され、かつ、名あて国の厚生省の許可を得ている場合に限り許される。

医薬品...キニーネ、解熱剤、ネオサルヴァルサン及びこれと類似の薬品並びに梅毒治療用の薬品は、名あて国の赤新月社(Association du Croissant Rouge)にあてる場合に限り許される。その他の医薬品は、名あて国の厚生省の許可を得ている場合に限り許される。もっとも、受取人の個人的な利用に供される少量の医薬品は、許可なしに許される。

雑件...次に掲げる物品は、名あて国において検査に付され、その結果によっては、返送又は廃棄されることがある。

穀粉、バター、コーヒー、茶、化学製品、石けん、ハム及びソーセージ(日本の関係当局が発行した検疫証明書が添付されているものを除く。)、寒暖計(日本の関係当局が発行した品質証明書が添付されているものを除く。)

鉍水...鉍水(「ブウルジョン」鉍水を除く。)は、名あて国の厚生省の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

土壌...土壌

たい肥...たい肥

木材...木材

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

蚕種等...蚕種及びみつばちの卵は、原産地証明書及び検疫証明書が添付されている場合に限り許される。ただし、この場合でも名あて国における検査の結果返送されることがある。

包装材料...わら、茎、草、葉及び一度使用された袋(あらかじめ消毒されたものを除く。)は包装材料として使用することができない。もっとも、おがくず及びかんなくずは、包装材料として使用することができる。(2.1.3.2『植物』を参照)。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器、弾薬、マッチ...硝石。武器及び弾薬(ピストル、狩猟用の武器及び装薬していない狩猟銃用の薬きょうを除く。)、携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

毒ガス...毒ガス

2.1.4.2 条件付許容物品

防毒マスク...防毒マスクは、名あて国の赤新月社にあてる場合に限り許される。

ピストル...ピストルは、名あて国の関税及び専売関係省(Ministere des douanes et des monopoles)の許可を得ている場合に限り許される。

狩猟用武器...狩猟用の武器は、名あて国において検査に付され、その結果によっては、返送及び廃棄されることがある。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

塩...塩

2.1.5.2 条件付許容物品

たばこ・酒精飲料...たばこ・酒精飲料は、企業が商業目的で送付する場合に限り許される。

蒸留器...蒸留器は、名あて国の専売局の許可を得ている場合に限り許される。

武器、弾薬...狩猟銃用の装薬していない薬きょう及び狩猟銃の部分品は、名あて国の関税及び専売関係省にあてる場合に限り許される。

カルタ、茶...カルタ及び茶は、名あて国の専売局にあてる場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

色素...鉛、クローム、水銀、銅、アンチモニー又はひ素を基剤とした色素で着色した物品
軍需品...軍需品

レットル、容器...名あて国以外の国の商社又は製造業者の商標を表示したレットル、口金及び空の容器

商標偽造の物品等...偽造の商標をつけた物品、名あて国で製造されたものと誤認させやすい記載を有する物品

雑件...ステアロプテヌ、「デフカ(Defka)」瓶、「ジャカル(Jakar)」の名で知られる人絹布、紅色キニーネ、貨幣の模造品、ヨードホルム・ガーゼ(密閉した容器に入れたものを除く。)、名あて国の公式処方に適合しない綿布及び重炭酸ソーダ、苛性ソーダ又は炭酸ソーダの塩素酸塩、ピクレート、名あて国以外の硬貨(金貨及び収集用貨幣を除く。)、計算器(名あて国の政府が輸入するものを除く。)、さく岩機、ヘリオスタット及びその部分品、名あて国の法令の規定する条件に適合しないはかり及び物差、倍率が8倍以上の双眼鏡
携帯電話

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

17. バーレーン

Bahrain

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量……2キログラム
 - (2) 課税品包有書状……取り扱う(税関告知書 CN22 を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数……2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法……郵便物の外部
 - (5) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること……取り扱う。
 - (6) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……英語又はアラビア語
2. 速達……取り扱う。
3. 保険付書状……取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更……取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状……取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間……1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること……取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法……郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類……連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量……30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量……30 キログラム
 - (ウ) SAL 小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数……1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語……英語又はアラビア語
4. 速達……取り扱わない。
5. 保険付小包……取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。
(あてべき官署)……Bahrain Post, P.O.Box 1212, Bahrain
7. 小包の配達方法……配達人による配達及び窓口交付（窓口交付については一部の地域のみ取り扱う）
8. 普通小包に対する受取通知……取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合……30 日
例外の場合……45 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包……—

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域……全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - (2) 重量……20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合……「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合……税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数……1 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……英語又はアラビア語
6. 配達日……月曜～木曜、土曜、日曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達……行う。
 - (2) 私書箱への配達……行わない。
 - (3) 窓口での交付…… 行う。
8. 国際スピード郵便の名称……Barid Mumtaz

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

- 書留書状…硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
- 雑件…その他の物品については、2.参照

1.1.2 条件付許容物品

- 雑件…2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

- アルコール等…アルコール、酒精飲料、メチルアルコール
- ホップ、麦芽…ホップ、麦芽のエキス
- ライター…ボタンガス使用のライター(ガスを充てんしないライターは許される。)及び再装てん用のガスボンベ
- 武器、弾薬、マッチ…武器、弾薬、携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管、実包、不爆発性の大砲用信管の部分品及びマッチ
- フィルム、セルロイド…引火しやすいフィルム、原料セルロイド又はセルロイド製品

2.1.1.2 条件付許容物品

- ラジオ送信機及び受信機…ラジオ送信機及び受信機は、名あて国の内務省 (Ministere de l'interieur) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

- くすり、血清、ワクチン…くすり、血清及びワクチンは、名あて国の衛生当局 (Ministere de la sante) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

- 生きた動物…生きた動物

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

- 真珠…養殖真珠、人工真珠
- 刊行物…親イスラエル、反アラブ又は反回教の宣伝を内容とする刊行物及び全裸又は裸

体の一部の絵を有する雑誌(特別な研究のために必要と認められた書籍を除く。)

2.1.6.2 条件付許容物品

- 麻薬…あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医療上の目的のため、かつ、名あて国の衛生当局 (Ministere de la sante) の許可を得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照

87. ヨルダン

Jordanie (Jordan)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物

- (1) 小形包装物の最高重量……2キログラム
- (2) 課税品包有書状……取り扱う(税関告知書 CN22 を付さなければならない。)
- (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数……2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
- (4) 税関告知書 CN23 の添付方法……郵便物の外部
- (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……アラビア語又は英語
- (6) 注意……課税品包有の郵便物で商取引の目的をもって送付されるものは、輸入を許されない。

2. 速達……取り扱う。

3. 保険付書状……取り扱わない。

4. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。

(あてるべき官署)……MinistEre des postes et communications Bureau Central des postes d'Amman, chef du SeruCe des rEclamations AMMAN

5. 貴重品を包有した書留書状……取り扱う。

6. 名あて国における保管期間……30日

7. 特別郵袋印刷物

- (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること……取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
- (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法……郵袋に納められた郵便物

8. その他の特別な条件

差出人の氏名、記号、署名又は差出局の日付印が表示されていない粘着テープは、普通通常郵便物及び書留郵便物の封かんに使用することができない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類……連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メ

メートル

重量……30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数……1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語……英語又はアラビア語
4. 速達……取り扱わない。
5. 保険付小包……取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更……取り扱う
(あてべき官署)……Bureau de poste central d'Amman, Section des colis postaux
7. 小包の配達方法……窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知……取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合……1 か月
例外の場合……1 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包……1 か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域…全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - (2) 重量……30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合……「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合……税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN232 通。商品見本又は商品の場合はさらにインボイス 1 通
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数……2 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語……アラビア語、英語又はフランス語
6. 配達日……月曜～日曜(金曜は希望がある場合のみ。祝日の配達も行う。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達……行う。
 - (2) 私書箱への配達……行わない。
 - (3) 窓口での交付……行う。

8. 国際スピード郵便の名称……Mumtaz Post

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.2 条件付許容物品

- 武器等…武器、弾薬、猟銃及び火薬は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。
- 雑件…その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

- ブラシ…ひげそり用ブラシ
- 飲料…飲料製造用の香油のエッセンス及びエキス
- 広告…性病治療法又は性病予防薬の広告

2.1.2.2 条件付許容物品

- 麻薬…インド大麻及びそのエキス、モルヒネ、コカイン、あへんその他の麻薬は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。
- 酒精飲料…酒精飲料は、内容品の性質、原産国及び製造業者又は輸出業者の住所氏名を明記した票符が容器の外部にはり付けられている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

- みつばち…みつばち及び蚕は、日本の関係当局が発行した検疫証明書が添付されている場合に限り許される。
- 植物…生植物は、日本の関係当局が発行した検疫証明書が添付されている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

- 武器、弾薬、マッチ…武器、弾薬、携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び実包、不爆の大砲用信管原料並びにマッチ

2.1.4.2 条件付許容物品

- 爆発物、硝石…鉱山用爆発物及び硝石は、名あて国の関係当局 (Departement de la police et des prisons) が発行した許可証がある場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

- 富くじ…かけ札、富くじ、富くじに関する広告
- 貴金属、銀行券等…硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、加工した又は加工しない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品
- 公序良俗に反する物品…わいせつ又は下品な絵画、物品及び書籍

3. 国際スピード郵便物

- 磁気テープ、磁気ディスク及びマイクロフィルムは許されない。
- その他は 1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

97. レバノン

Liban (Lebanon)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(税関告知書 CN22 を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....アラビア語、フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Direction generale des postes, BEYROUTH, LIBAN
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
 - (1) ガラス製品又は壊れやすい物品を包有する通常郵便物の盗取又は損傷の場合の責任を負わない。(条終 7.1)
 - (2) 録音物については、公認の盲人協会にあてた場合に限り、盲人用郵便物として認める。
(通終 3.6)

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
 - 重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....アラビア語、フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....小包
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....International Affairs Department, Beirut Sorting Center, Rafic Hariri International Airport, Baaba 1000, Beirut
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1 か月
例外の場合.....2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....1 か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けない。(条終 8.2)
 - (2) 小包は、最寄りの郵便局窓口もしくは税関に留め置かれ、受取人へは、到着又は税関保留の通知がされる。最初の通知から 6 日経っても引取りがない場合は、書留郵便物で再度通知される。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科

学上の目的で発送され、かつ、名あて国の厚生省 (Ministere de l'hygiene et de l'assistance publique) の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

ライター...ブタンガス使用のライター及びその部分品

武器、弾薬...武器、弾薬その他の発火性又は爆発性の物質

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

と殺くず...と殺くず

かん詰...変質したかん詰

薬品...ハシシ、ピクレート、ツベルクリン、苛性カリ又は苛性ソーダの塩素酸塩、サッカリン、名あて国の薬事法に記載されていない医薬品、苛性カリ又は苛性ソーダの硝酸塩、公衆衛生上危険な物品、ペニシリンの錠剤、サリドマイドを含有する医薬品

人造バター...人造バター、人造バター製造用のバターくず及び着色油

油...変性加工が施されていない固形油及び魚油

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の厚生省の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の保健省 (Ministere de la sante publique) の許可を得ている場合に限り許される。

練乳、ほ乳用の物品、おしゃぶり、歯科医用の物品、外科医用の物品、包帯、医薬品、化学製品、変造されかつ着色されたコーヒー、変質したチーズ、苛性ソーダのサリチル酸塩、石灰又はタルカンパウダーを用いて製造された石けん、人造の茶、着色した茶、変造した茶、アラク (Arak) の通称を有するブランデー、豚肉、穀粉

酒精飲料...酒精飲料は、容器に原料、原産国及び製造業者の氏名を記載した票符が添付されている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

蚕種...蚕種は、名あて国に毎年5月1日から9月 15 日までの期間内に到着するように発送されなければならない。

植物...植物については、昭和 25 年8月農林省告示第 231 号 (輸出植物検疫規程) に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」による

ものとする。

微生物...微生物の培養体及び生きた病理学上のウイルス並びにバクテリアを含む有機物質は、名あて国の政府及び大学の研究所にあてて発送される場合に限り許される。

精液...人工受精用の雄動物の精液は、名あて国の農林省が輸入する場合に限り許される。

粉乳...脂肪分含有量が 25 パーセント以下の粉乳は、家畜の飼料用、子供の菓子製造用(その重量は、500 グラムを超えてはならない。)及びチョコレート並びにビスケット製造用のものを除き許されない。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

爆発物...雷管、薬きょう、火薬、他の物質と接触することによって爆発するか又は爆発音を出す物品

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

たばこの巻紙等...たばこの巻紙、たばこの包装に用いられる物品、たばこ製造用の機械

2.1.5.2 条件付許容物品

たばこ...たばこは、名あて国の大蔵省(Ministere des finances)の許可を得ている場合に限り許される。ただし、小包郵便物又は小形包装物の形態により発送されなければならない。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

貴重品...硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品

バナナ...バナナ、バナナの木

と博用品...と博用品

良俗に反する物品...良俗に反する出版物、印刷物、写真、絵画その他の物品

避妊用品...避妊用の物品、避妊に関する文書

酒精飲料...酒精飲料製造用の物品

インク消し...カルトリトフ(Kartritoff)の名称を有するインク消し

エキス...アニスのエキス、ういきょうのエキス

商標偽造物品...偽造又は変造の商標をつけた物品

スルファ剤...スルファ剤

毒物等...ピクリン酸系の毒物、アネトール

液体等...液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれと同様の物品並びにぜい弱な物品

2.1.6.2 条件付許容物品

雑件...次に掲げる物品は、名あて国における化学検査に合格した場合に限り許される。
紙、布地、鉋物性染料、いおう、ひ素、油、サリチル酸を含有する酒精飲料

シアン化ソーダ...ソーダのシアン化物は、名あて国の法令の定める条件に従って発送さ

れた場合に限り許される。

ラジオ等...無線電信機及びラジオは、名あて国の郵便電信電話省 (Ministere des P.T.T.) の許可を得ている場合に限り許される。

レットル...酒精飲料用のレットルは、名あて国の経済省の許可を得ている場合に限り許される。